

国立大学法人和歌山大学外国人教師雇用規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 44 号

最終改正 令和 5年12月 8日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学(以下「本学」という。)における外国人教師の雇用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で「外国人教師」とは、本学において外国語科目又は専門教育科目を担当させるにたる高度の専門的学識又は技能を有する外国人で、常勤の教師として雇用する者をいう。

(所属)

第3条 外国人教師の所属は、原則として雇用申請をした学部とする。

(雇用手続)

第4条 外国人教師を雇用しようとする場合は、雇用申請をする学部における所定の手続きを経るものとする。

2 雇用申請にあたっては、当該学部長が雇用条件等について、別に定める契約書に基づき事前に本人と協議するものとする。

3 雇用申請は、契約締結日の1か月前までに必要書類を添付のうえ、当該学部長から学長に申請するものとする。

4 外国人教師として有期雇用契約し得る者の年齢は、65歳未満とする。ただし、その年度中に65歳を超える場合、契約期間はその年度の末日までとする。

5 無期雇用契約の外国人教師の定年は満65歳とし、定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

(雇用契約手続)

第5条 雇用契約は、学長が本人と行うものとする。

(雇用契約解除手続)

第6条 外国人教師との雇用契約解除は、当該学部における所定の手続きを経て学長が行うものとする。

2 本人の都合による場合は願出書(訳文添付)を、その他の理由による場合は、理由書等を添付のうえ、事前に当該学部長から学長に申請するものとする。

(給与)

第7条 外国人教師には、俸給、地域手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当及び入試手当を支給する。

2 前項に定める給与については、次の各号に定めるところにより支給する。

(1) 俸給は、別表第1のとおりとする。

(2) 地域手当は、別表第1のとおりとする。

(3) 期末手当、勤勉手当、通勤手当及び入試手当は、本学教員の例に準じて支給する。

なお、期末手当及び勤勉手当にかかる加算割合は、100分の15とする。

3 外国人教師に係る号俸は、履歴書(別紙様式1)及び外国人教師経歴等調書(別紙様式2)を作成の上、別表第2及び別表第3により本学教員の給与決定の例に準じ算定し、決

外国人教師雇用規程

定する。

(住居)

第8条 原則として、本学に所属する建物を外国人教師の住居として使用させるものとする。ただし、適当な建物がない場合には私有の建物又は部屋を借り上げてこれに充てることができる。上記のいずれの場合においても国立大学法人和歌山大学宿舍規程第11条の規定による有料宿舍の基準額に基づく算式により定めた額を使用料として徴収するものとする。

(光熱水料)

第9条 外国人教師が住居で生活のため消費する電気、ガス及び水道の料金は、本人が負担するものとする。

(就業規則の準用)

第10条 この規程に定めのない事項は、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則を準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月29日一部改正：法人和歌山大学規程第464号)

- 1 この改正規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 この改正規程の施行の日前に契約を締結し、現に有効な契約書により雇用されている者については、別表第1にかかわらず、俸給月額及び調整手当の月額の改定は行わない。

附 則 (平成18年3月17日一部改正：法人和歌山大学規程第477号)

- 1 この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において国立大学法人和歌山大学外国人教師雇用規程の適用を受け、引き続き契約を締結する者の受ける俸給月額及び地域手当(以下「俸給等」という。)が、同日において改正前の規定の適用による俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得られる額。以下「調整後の俸給月額」という。)及び調整後の俸給月額をもとに算定された調整手当の額に達しないこととなる者には、俸給等のほか、調整後の俸給月額と俸給月額の差額及び調整手当と地域手当の差額に相当する額をそれぞれ俸給等として支給する。
- 3 前項の規定による俸給等を支給される者に関する雇用規程第7条第2項第3号の規定により準用する期末及び勤勉手当について、当該手当の基礎額に、前項に規定する「差額に相当する額」を含める。

附 則 (平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第578号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第976号)

- 1 この改正規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この改正規程の施行の日前に契約を締結し、現に有効な契約書により雇用されている者については、別表第1にかかわらず、俸給月額及び地域手当の月額の改定は行わない。

附 則 (平成22年11月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1158号)

- 1 この改正規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この改正規程の施行の日前に契約を締結し、現に有効な契約書により雇用されている者については、別表第1にかかわらず、俸給月額及び地域手当の月額の改定は行わない。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1319号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1382号）

- 1 この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日から外国人教師として引き続き在職している者については、平成25年4月1日以後の通算有期労働契約期間が10年間を超えた場合、現に締結している労働契約の期間が満了する日までの間に労働契約法第18条の規定に基づき、無期労働契約の申込みをすることができる。
- 3 前項にて無期労働契約の申込みが承諾された者は、現に締結している労働契約の期間が満了する日の翌日から、無期労働契約を開始する。

附 則（平成26年11月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1569号）

この改正規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1633号）

- 1 この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日において国立大学法人和歌山大学外国人教師雇用規程の適用を受け、引き続き契約を締結する者の受ける俸給月額が、同日において改正前の規定の適用による俸給月額に達しないこととなる者には、平成30年3月31日までの間、改正後の俸給月額と俸給月額の差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 前項の規定により俸給を支給される者の地域手当は、俸給月額と同項の規定による俸給の額との合計額に、国立大学法人和歌山大学教職員給与規程第18条第2項に規定する支給割合を乗じた額とする。

附 則（平成28年2月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1743号）

この改正規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月8日一部改正：法人和歌山大学規程第1947号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2059号）

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2105号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2202号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月25日一部改正：法人和歌山大学規程第2485号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月8日一部改正：法人和歌山大学規程第2689号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

(契約書例：有期労働契約)

契 約 書

国立大学法人和歌山大学長〇〇〇〇（以下Aという。）と（国名）人〇〇〇〇（以下Bという。）との間に、下記のとおり契約を締結する。

第1条 AはBを和歌山大学英語（科目名）担当の外国人教師として令和〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで雇用する。

第2条 給与は俸給〇〇〇〇円及び調整手当〇〇〇〇円を毎月所定の日に支給する。

上記のほか、本学教員の例に準じて期末手当、勤勉手当及び通勤手当を支給する。なお、雇用期間が月の中途において始まり又は終わったときは、勤務の日数に応じて日割計算で給与を支給する。

第3条 AはBに電気、ガス、水道等の設備された住居を提供する。これに対しBは別に定める使用料を支払う。

前項の住居における電気、ガス、水道の費用はBの負担とし、施設、設備の修理は、Bの故意又は重大な過失による損傷を除き、Aが処理する。

（前項の住居における電気、ガス、水道の費用はBの負担とする。・・・借り上げる場合）

第4条 AはBに対しその雇用期間中、健康保険及び厚生年金保険に加入させる。

前項の保険の掛金は別に定めるところにより、A及びBがそれぞれに負担する。

第5条 Bは勤務時間、時間割その他服務に関して、本学の規則及びAの指示を守らなければならない。なお、授業時間は週平均〇時間を超えないものとする。ただし、特別の事情により授業の一部又は全部が行えなかった場合は、AとBとの協議により特別な授業の割振りを行うことができる。

第6条 Bは担当授業に関し、Aに意見を述べることができる。

第7条 Bの休日、休暇の取り扱いについては、本学教員の例に準ずるものとする。ただし、Bが自己の病気により引き続き90日を超えて勤務しないときは90日を超えた日以後の給与は半減することとし、引き続き180日を超えて勤務しないときはAは解約することができる。

第8条 第1条に定める雇用期間内においても、一方の都合により解約することができる。

この場合、解約しようとする一方から少なくとも30日前にその旨を他の一方に通知するのでなければ、この解約の効力は生じないものとする。

第9条 Bは非違によることなく、3年以上勤務して退職したときは、国立大学法人和歌山大学外国人教師退職手当規程に基づき退職手当の支給を受ける。

第10条 AはBが第5条の規定に違反したときはこの契約を解除する。

上記の契約の証として、日本語及び英語による契約書2通を作成し、各1通を所持する。

令和 年 月 日

国立大学法人和歌山大学長 (署名 押印)

(国 名)人 (署名 名)

(契約書例：無期労働契約)

契 約 書

国立大学法人和歌山大学長〇〇〇〇（以下Aという。）と（国名）人〇〇〇〇（以下Bという。）との間に、下記のとおり契約を締結する。

第1条 AはBを和歌山大学英語（科目名）担当の外国人教師として雇用する。

第2条 定年は満65歳とし、定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする

第3条 給与は俸給及び調整手当を、国立大学法人和歌山大学外国人教師雇用規程第7条第2項に基づき、所定の日を支給する。

上記のほか、本学教員の例に準じて期末手当、勤勉手当及び通勤手当を支給する。なお、雇用契約が月の中途において始まり又は終わったときは、勤務の日数に応じて日割計算で給与を支給する。

第4条 AはBに電気、ガス、水道等の設備された住居を提供する。これに対しBは別に定める使用料を支払う。

前項の住居における電気、ガス、水道の費用はBの負担とし、施設、設備の修理は、Bの故意又は重大な過失による損傷を除き、Aが処理する。

（前項の住居における電気、ガス、水道の費用はBの負担とする。・・・借り上げる場合）

第5条 AはBに対しその雇用契約中、健康保険及び厚生年金保険に加入させる。

前項の保険の掛金は別に定めるところにより、A及びBがそれぞれに負担する。

第6条 Bは勤務時間、時間割その他服務に関して、本学の規則及びAの指示を守らなければならない。なお、授業時間は週平均〇時間を超えないものとする。ただし、特別の事情により授業の一部又は全部が行えなかった場合は、AとBとの協議により特別な授業の割振りを行うことができる。

第7条 Bは担当授業に関し、Aに意見を述べることができる。

第8条 Bの休日、休暇の取り扱いについては、本学教員の例に準ずるものとする。ただし、Bが自己の病気により引き続き90日を超えて勤務しないときは90日を超えた日以後の給与は半減することとし、引き続き180日を超えて勤務しないときはAは解約することができる。

第9条 第2条に定める定年退職前においても、一方の都合により解約することができる。この場合、解約しようとする一方から少なくとも30日前にその旨を他の一方に通知するのでなければ、この解約の効力は生じないものとする。

第10条 Bは非違によることなく、3年以上勤務して退職したときは、国立大学法人和歌山大学外国人教師退職手当規程に基づき退職手当の支給を受ける。

第11条 AはBが第5条の規定に違反したときはこの契約を解除する。

上記の契約の証として、日本語及び英語による契約書2通を作成し、各1通を所持する。

令和 年 月 日

国立大学法人和歌山大学長 (署 名 押 印)

(国 名) 人 (署 名)

外国人教師雇用規程

別表第1

号俸	俸給月額	地域手当
1	347,000 円	20,820 円
2	383,000	22,980
3	418,000	25,080
4	453,000	27,180
5	487,000	29,220
6	522,000	31,320
7	542,000	32,520

別表第2

号 俸	大学卒業後の経験年数	短期大学卒業後の経験年数
1	0年以上 ～ 2年未満	0年以上 ～ 5年未満
2	2 ～ 7	5 ～ 10
3	7 ～ 12	10 ～ 15
4	12 ～ 19	15 ～ 22
5	19 ～ 26	22 ～ 29
6	26 ～ 32	29 ～ 35
7	32 ～	35 ～

別表第3

経歴		換算率
外国政府等公的機関又は教育・研究機関の職員としての在職期間	教育・研究系職員として在職した期間	100/100
	その他の期間	80/100
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る）		100/100
民間会社の職員としての在職期間		80/100
兵役期間、牧師、修道女等の期間		80/100
その他の期間	教育、研究等に関する職務に従事した期間で、その職務についての経験が直接役立つと認められる期間	100/100
	その他の期間	50/100

別紙様式1

履 歴 書

氏 名 ○○○ ○○○ ○○○ (カタカナ)
 (ラスト) (ファースト) (ミドル)
 (西暦)

生年月日 年 月 日 (才)

国 籍

現 住 所

学歴・経歴等 (暦年順)

(西暦)	年	月	日	学 歴 ・ 経 歴	備 考

作成年月日 令和 年 月 日

外国人教師経歴等調書

和歌山大学

氏名	(カタカナ)	生年	(西暦)		
	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 (ラスト) (ファースト) (ミドル)	月日	・	・	(才)
		国籍		男・女	
区分	基準学歴	※ 大学卒・短期大学卒			
	最終学歴		(西暦)	年	月 卒業
			(西暦)	年	月 卒業
経 歴 等					
(西暦)	(西暦)	経 歴	年月数	換算率	換 算 年月数
年月日	～ 年月日				
合 計					
備考 ○令和 年 月 日現在経験年数 年 月 (号俸)					

作成年月日 令和 年 月 日